

河内町告示第 8 号

平成 2 8 年第 1 回河内町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日

河内町長 雑 賀 正 光

1 . 期 日 平成 2 8 年 3 月 8 日

2 . 場 所 河内町議会議場

平成28年第1回（3月）河内町議会定例会会期日程表

日次	月 日	曜日	会議時刻	種 別	内 容
1	3月8日	火	午前10時	本 会 議	開会 議案上程 提案理由の説明 議案第1号～議案第4号、議案第7号～議案第10号 議案第16号～議案第22号 （平成28年度各会計予算） 議案説明 予算審査特別委員会付託 議案第5号、議案第6号、議案第11号～議案第15号 議案第23号、議案第24号 議案説明 質疑・討論・採決 散会 本会議終了後 予算審査特別委員会
2	3月9日	水	午前9時30分	委 員 会	予算審査特別委員会
3	3月10日	木	午後1時30分	委 員 会	予算審査特別委員会
4	3月11日	金		休 会	議案調査
5	3月12日	土		休 会	議案調査
6	3月13日	日		休 会	議案調査
7	3月14日	月		休 会	議案調査
8	3月15日	火	午前10時	本 会 議	開議 一般質問 議案第1号～議案第4号、議案第7号～議案第10号 質疑・討論・採決 予算審査特別委員長報告 議案第16号～議案第22号 採決 閉会

平成 28 年第 1 回
河内町議会定例会会議録 第 1 号

平成 28 年 3 月 8 日 午前 10 時 00 分開会

1. 出席議員 12 名

1 番	篠原佳治君	2 番	高橋利彰君
3 番	高橋稔君	4 番	野澤良治君
5 番	小更雅之君	6 番	諸岡周示君
7 番	雑賀茂君	8 番	服部隆君
9 番	星野初英君	10 番	福智正之君
11 番	大野佳美君	12 番	宮本秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
総務課長	羽田健二君
企画財務課長	藤井俊一君
都市整備課長	吉田茂久君
秘書広聴課長	石山正光君
水道課長	椿法男君
経済課長	諏訪洋一君
教 育 長	大野繁君
教育委員会事務局長	萩原治夫君
町民課長	林博行君
福祉課長	大槻正己君
出納室長	石山和雄君
子育て支援課長	秋山豊君

1. 出席事務局職員

議 会 事 務 局 長	岩 橋 弘
-------------	-------

1. 会議録署名議員

3 番 高 橋 稔 君

5 番 小 更 雅 之 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成28年3月8日（火曜日）

午前10時00分開会

議事日程

日程1. 会議録署名議員の指名について

日程2. 会期の件について

日程3. 諸報告

日程4. 議案第1号 河内町行政不服審査会条例の制定について

議案第2号 河内町総合計画策定条例の制定について

議案第3号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第4号 河内町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の全部を改正する条例

日程5. 議案第5号 河内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程6. 議案第6号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第3号の規定により、なおその効力を有するものとされる旧河内町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日程7. 議案第7号 河内町次世代育成支援金支給条例の一部を改正する条例

議案第8号 河内町学校給食実施に関する条例の一部を改正する条例

議案第9号 河内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第10号 河内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程8. 議案第11号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第8号）

- 日程 9. 議案第12号 平成27年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程10. 議案第13号 平成27年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程11. 議案第14号 平成27年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程12. 議案第15号 平成27年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）
日程13. 議案第16号 平成28年度河内町一般会計予算
議案第17号 平成28年度河内町国民健康保険特別会計予算
議案第18号 平成28年度河内町介護保険特別会計予算
議案第19号 平成28年度河内町介護サービス事業特別会計予算
議案第20号 平成28年度河内町後期高齢者医療特別会計予算
議案第21号 平成28年度河内町下水道事業特別会計予算
議案第22号 平成28年度河内町水道事業会計予算
日程14. 議案第23号 河内町教育委員会委員の任命について
日程15. 議案第24号 河内町農業委員会委員の任命について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程 1. 会議録署名議員の指名について
日程 2. 会期の件について
日程 3. 諸報告
日程 4. 議案第 1 号
議案第 2 号
議案第 3 号
議案第 4 号
日程 5. 議案第 5 号
日程 6. 議案第 6 号
日程 7. 議案第 7 号
議案第 8 号
議案第 9 号
議案第10号
日程 8. 議案第11号
日程 9. 議案第12号
日程10. 議案第13号
日程11. 議案第14号
日程12. 議案第15号
日程13. 議案第16号
議案第17号

議案第18号

議案第19号

議案第20号

議案第21号

議案第22号

日程14. 議案第23号

日程15. 議案第24号

午前10時00分開会

○議長（野澤良治君） おはようございます。

ただいまより平成28年第1回河内町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（野澤良治君） 日程1、会議録署名議員の指名でございますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） それでは、

3番 高 橋 稔 君

5番 小 更 雅 之 君

両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 日程2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会は、本日3月8日から3月15日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は、本日3月8日から3月15日までの8日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議日程は、既にお配りしております会期日程表のとおりであり、また、本日の会議内容は、お手元に配付の議事日程のとおりでありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 日程3、諸報告でございます。

初めに、全国町村議会議長会第67回定期総会において、牧山龍雄前議員並びに福智正之

君が議会議員、15年以上の自治功労者として表彰されました。

おめでとうございます。

ここでその伝達を行います。

福智正之君、前にお願いします。

〔10番福智正之君登壇〕

○議長（野澤良治君）

表彰状

茨城県河内町 福智正之殿

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表します。

平成28年2月5日

全国町村議会議長会会長 飯田徳昭（代読）

〔表彰状授与・拍手〕

○議長（野澤良治君） 次に、雑賀町長より報告をお願いいたします。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君） おはようございます。平成28年第1回河内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともにご多忙のところ出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

平成28年度各会計予算や行政不服審査法の改正に伴っての条例制定及び一部を改正する条例、さらには2件の人事案件などのご審議をお願いするに当たり、諸報告を述べさせていただきます。

2月7日に執行されました町議会選挙後の初議会におきまして、議長、副議長を初め、各委員が決定されました。議員の皆様方には、本町発展のためご活躍されることをご期待申し上げます。

また、2月5日には、福智議員、牧山前議員が15年以上にわたる議員活動の功績に対し、全国町村議会議長会より表彰されました。表彰されましたお二方には心からお祝いを申し上げます。

先月26日、2015年国勢調査の速報値が発表されました。日本の総人口は減少している一方、首都圏の人口は増加し、東京一極集中が続いている状況が浮き彫りになりました。残念ながら、河内町は、茨城県内で最も人口減少率が高いという結果が出てしまいました。人口減少社会を迎え、かつ首都圏への人の流れがとまらない中、多くの自治体の喫緊の課題は、これからのまちづくり、地方創生をどのように進めて行くかです。そのための、いわゆる地方版総合戦略が、今年度中には全ての自治体で策定されます。全ての自治体がそれぞれの特徴を生かした総合戦略を推進していくことから、いかに人の流出をとめるかが、

知恵の出どころだと思います。

当町の総合戦略は、先週の金曜日にパブリックコメントが終了したところです。今後5年間にわたりまして、この総合戦略に沿いまして、河内町のよさ、ほかにはない我が町のよさを生かしながら、新しいものを取り入れていき、町を活性化させていくためのさまざまな施策を実施していくことになります。幸い平成29年度から小中一貫校が順次開校します。小中一貫校が新たな町の中心となり、新しい校庭からの子供たちの笑い声が河内町の新しい1ページになれば幸いに思います。

次の日曜日の13日、かねてより計画してまいりました大利根寄席を開催いたします。寄席で発表します道徳落語の元ネタには全国から52件の応募があり、当日は、三遊亭圓楽師匠も出演していただく予定です。創作された道徳落語は、これから小中一貫校での道徳教育に役立てていきたいと考えております。

昨年11月、英語研修事業として、中学生をハワイに派遣した際の参加者を代表して、2人の中学生の報告書が今月の「広報かわち」に掲載されています。文面からは、英語が通じたことの喜び、本場の英語の発音を体験できたことのうれしさ、積極的にコミュニケーションをとることの大切さ、そしてハワイの文化を肌で感じたことなどがあふれ出ています。充実した英語教育は、小中一貫校の教育目標の一つでもあることから、参加した中学生にとっては有意義な時間を過ごせたものと改めて確信しています。

また、英語検定奨励補助金を創設したことが功を奏してか、英語検定受験者数が両中学校で倍増し、さらには高校生レベルである準2級に今年度は8人が合格しました。ハワイの英語研修事業と英語検定奨励補助金との相乗効果での結果であるとしたら、こんなにうれしいことはありません。

28年度一般会計予算につきましては、予算総額を、前年度比43.2%増の52億3,815万円を計上いたしました。歳出予算の項目別構成比でも、教育比が約34%と今年度当初予算を大きく上回っております。これらは、平成29年度4月開校を目指す小中一貫校の建設事業などに約13億800万円計上したために大幅な増額となったものです。決して、豊かな財政状況ではなく限られた予算ではありますが、子供たちの教育環境の整備を初め、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向け一生懸命取り組む所存であります。

議員の皆様、町民の皆様方には、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、また、健康に十分留意されまして、まちの発展のため、郷土の未来のため、引き続きご活躍いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野澤良治君）　ご苦労さまでした。

○議長（野澤良治君）　日程4から日程15の審議に入るに当たり、執行部より提案理由の説明を求めます。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君） 平成28年第1回河内町議会定例会提出案件の概要をご説明申し上げます。

議案第1号 河内町行政不服審査会条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、行政不服審査法の全部改正が公布されたことにより、地方公共団体に対する不服申し立てに対する裁決に際して、諮問機関の設置が義務づけられたことに伴い、河内町行政不服審査会を設置するため、本条例を制定するものであります。

議案第2号 河内町総合計画策定条例の制定についてご説明申し上げます。

本件は、総合計画の重要性を踏まえ、総合計画の位置づけを明確にするとともに、その策定に係る手続を定めることにより、総合的かつ計画的な行政運営を行っていくため、本条例を制定するものであります。

議案第3号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例等を改正するものであります。

議案第4号 河内町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の全部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、河内町職員の特殊勤務手当の支給について、国の基準及び勤務実情を踏まえ、本条例の全部を改正するものであります。

議案第5号 河内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、平成27年の人事院勧告を踏まえ、関係法律案等が閣議決定されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第6号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第3号の規定により、なおその効力を有するものとされる旧河内町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、平成27年の人事院勧告を踏まえ、一般職の給与改定に準じ、特別職及び教育長の給与の額を改正するものであります。また、農業委員会法等に関する法律の改正により、新たに設置することとなる農地利用最適化推進委員及び行政不服審査法の改正により、行政不服審査会を設置することに伴い、それぞれの委員報酬等について定めるものであります。

議案第7号 河内町次世代育成支援金支給条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、支給要件等に規定されている町内の住所について、生活の本拠として明確に住

所を指定するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第8号 河内町学校給食実施に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、河内町立認定こども園の給食業務委託をとりやめ、すべて自園給食とするため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第9号 河内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第10号 河内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、平成28年4月から、地域密着型通所介護の創設に関する法令が施行されることにより、運営推進会議の設置を義務づける規定の改正及び介護保険法が改正されたことに伴い、それぞれの条例の一部を改正するものであります。

議案第11号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第8号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に1億7,663万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ49億8,713万9,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金1億8,609万4,000円、県支出金5,204万2,000円、繰越金9,174万7,000円を増額し、繰入金1億759万6,000円を減額するものであります。

歳出の主なものにつきましては、総務費1億4,859万5,000円、民生費1,050万4,000円、農林水産業費4,840万4,000円を増額し、土木費2,105万円を減額するものであります。繰越明許費につきましては、年度内に終了できない7事業を翌年度へ繰り越すものであり、地方債は統合校校舎等建設事業債の限度額を5,310万円減額するものであります。

議案第12号 平成27年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に8,511万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億3,462万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、前期高齢者交付金4,603万9,000円、共同事業交付金2,388万1,000円、繰入金1,664万円、繰越金5,319万4,000円を増額し、国庫支出金5,374万8,000円、県支出金89万5,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、保険給付費7,802万1,000円、基金積立金4,100万円を増額し、総務費180万円、後期高齢者支援金101万2,000円、介護給付金1,885万1,000円、共同事業費拠出金1,224万7,000円を減額するものであります。

議案第13号 平成27年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に2,121万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5,635万円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金2,012万6,000円、県支出金612万7,000円、繰入金138万5,000円、繰越金207万円を増額し、支払基金交付金849万5,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費21万6,000円、保険給付費1,657万8,000円、諸支出金888万4,000円を増額し、地域支援事業費446万5,000円を減額するものであります。

議案第14号 平成27年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から31万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,523万4,000円とするものであります。歳入につきましては、繰越金1,356万4,000円を増額し、繰入金1,388万2,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、下水道建設費23万8,000円を増額し、下水道管理費55万6,000円を減額するものであります。繰越明許費につきましては、霞ヶ浦常南流域下水道事業建設負担金74万7,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

議案第15号 平成27年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本件は、第3条予算収益的収支の総額から13万円を減額し、収益的収支の総額をそれぞれ2億6,726万円とするものであります。収益的収入につきましては、給水収益13万円減額するものであります。収益的支出につきましては、業務費を199万9,000円増額し、その他の営業費用を212万9,000円減額するものであります。

議案第16号 平成28年度河内町一般会計予算、議案第17号 平成28年度河内町国民健康保険特別会計予算、議案第18号 平成28年度河内町介護保険特別会計予算、議案第19号 平成28年度河内町介護保険サービス事業特別会計予算、議案第20号 平成28年度河内後期高齢者医療特別会計予算、議案第21号 平成28年度河内町下水道事業特別会計予算、議案第22号 平成28年度河内町水道事業会計予算、以上、7議案についてご説明申し上げます。

国の経済については、本年1月発表の内閣府月例経済報告では、景気はこのところ、一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いているとしておりますが、その先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されるとしつつも、その一方で、アメリカの金融政策の正常化が進む中、中国を初めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがあり、こうした中で、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされております。

このような状況の中、町の財政運営においては、基幹歳入である町税収入の総額が、7億9,535万円となり、最近の雇用情勢等から個人住民税での伸びを見込み、固定資産税につ

いても償却資産税の増により、前年度比3,574万円の増収を見込みました。しかし、この見込額は、平成19年度決算の10億3,764万円に対し、77%の水準にとどまり、依然として厳しい状況であります。このほか、本町の一般財源の柱である地方交付税につきましては、国の地方財政計画を勘案して前年度比12%の増収を見込んでおります。

歳出につきましては、障害福祉費、児童福祉費等の扶助費や、維持補修費等が増額となり、特に増額が大きいのは普通建設事業で、予算全体の3割を占めております。その内容としましては、学校統合基本計画に基づく統合校校舎等建設事業であり、継続事業として平成29年度開校に向けた建設工事とともに、統合に伴う準備を進め、一日も早い事業の完了を目指し、子供たちの教育環境を整えてまいります。

平成28年度の予算編成に当たっては、総合計画と地方創生を推進し、安心して暮らせるまちを目指し、重点分野を「教育・文化の向上」「まちの特性を生かした産業の振興」として必要な予算の措置に努め、国の「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」などを盛り込んだ補正予算と調整しつつ、限られた財源を有効配分して、一般会計は、前年度比43.2%増の52億3,815万円、特別会計を合わせた予算総額は80億6,542万円となり、水道事業会計では収益的収支が2億6,435万円となったところであります。

議案第23号 河内町教育委員会委員の任命について、本件は、河内町教育委員会委員として、田仲 光氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得たく提案するものであります。

議案第24号 河内町農業委員会委員の任命について、本件は、河内町農業委員会委員の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得たく提案するものであります。

以上、議案24件について、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。提案理由の説明は終わりました。

○議長（野澤良治君） 日程4、議案第1号から議案第4号を一括して、議題といたします。

議案第1号 河内町行政不服審査会条例の制定について、担当課長に説明を求めます。

羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 議案第1号 河内町行政不服審査会条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、行政不服審査法の全部改正が公布されたことにより、地方公共団体に対する不服申し立てに対する裁決に際して、諮問機関の設置が義務づけられたことに伴い、河内町行政不服審査会を設置するものであります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第2号 河内町総合計画策定条例の制定について、担当課長に説明を求めます。

藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 議案第2号 河内町総合計画策定条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、総合計画の重要性を踏まえ、総合計画の位置づけを明確にするとともに、その策定に係る手続きを定めることにより、総合的かつ計画的な行政運営を行っていくため、本条例を制定するものであります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第3号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、担当課長に説明を求めます。

羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 議案第3号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、行政不服審査法の全部改正（以下「改正法」という。）に伴い、関係条例等を改正するものであります。これまでの行政不服審査法は、昭和37年に制定施行されて以降、50年以上本格的な改正が行われなかったこともあり、この間に行政手続法の制定や、行政事件訴訟法の改正等の関連法制度が整備されたことで、より公正性・利便性の向上を踏まえた時代に即した不服申し立て制度を前提とした抜本的な見直しが行われました。この改正法の施行に伴い、下記の条例等について改正等が必要となることから、関係条例を整理するものであります。

整理条例一覧といたしまして、河内町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正、河内町固定資産評価審査委員会条例の一部改正、河内町手数料徴収条例の一部改正、河内町情報公開条例の一部改正、河内町個人情報保護条例の一部改正、河内町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例、以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第4号 河内町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の全部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 議案第4号 河内町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の全部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、河内町職員の特殊勤務手当支給について、河内町職員の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成17年条例第12号）（以下「特例条例」という。）により、県委任事務である行路死亡人の場合のみとされている支給要件について、国の基準及び勤務実情を踏まえ

改正するものであります。また、このたびの改正に伴い、特例条例については廃止するものであります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号 河内町行政不服審査会条例の制定について、議案第2号 河内町総合計画策定条例の制定について、議案第3号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、議案第4号 河内町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の全部を改正する条例については、本日は議案調査のため、説明のみにとどめ、3月15日に質疑、討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認め、そのように決定いたします。

○議長（野澤良治君） 日程5、議案第5号 河内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 議案第5号 河内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、8月の人事院勧告を踏まえ、関係法律案等が閣議決定されたことに伴い、河内町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の一部を改正するものであります。改正内容につきましては、国に準じ、平成27年4月時点における民間給与との較差（0.36％）を埋めるための措置として、平成27年4月からの給料表の水準の引き上げ及び平成27年12月期からの勤勉手当の支給月数を（0.1月分）引き上げるものであります。

また、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が公布されたことに伴い、給与条例に給料表のほか、新たに職員の職務を給料表の等級ごとに分類する際に基準とすべき職務の内容を定めた等級別基準職務法を規定するものであります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

議案第5号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程6、議案第6号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第3号の規定により、なおその効力を有するものとされる旧河内町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 議案第6号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第3号の規定により、なおその効力を有するものとされる旧河内町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、平成27年8月の人事院勧告を踏まえ、一般職の給与改定に準じ特別職及び教育長の給与の額を改定するものであります。改正内容につきましては、平成27年12月期からの期末手当の支給月数を0.1月分引き上げるものであります。

また、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員とは別に地域における担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止等の現場活動を行うことを目的とした、農地利用最適化推進委員及び行政不服審査法の全部改正により、地方公共団体の諮問機関として河内町行政不服審査会を設置することに伴い、それぞれの委員報酬等について定めるものであります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

議案第6号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程7、議案第7号から議案第10号を一括して議題といたします。

議案第7号 河内町次世代育成支援金支給条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

秋山子育て支援課長。

○子育て支援課長（秋山 豊君） 議案第7号 河内町次世代育成支援金支給条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、次世代育成支援金の支給要件について、出産の日まで引き続き1年以上、町内に住所を有することが要件となっておりますが、この要件は、住民基本台帳に登録されたことで要件としていたため、住所の根拠が不明確であったことから、住所を生活の本拠として定めるもので、これは実際に住み、生活の中心となっている場所を住所として定めるものであります。また、支給要件を満たさない者は支給の申請ができないことや、受給権の資格を喪失することとなる旨を定めるものであります。なお、この条例は平成28年4月1日から施行し、経過措置として平成27年度分までの支給要件等については、従前の例によるものと定めるものであります。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第8号 河内町学校給食実施に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） 議案第8号 河内町学校給食実施に関する条例の一部を改正する条例のご説明を申し上げます。

本件は、河内町立認定こども園において、一部学校給食を業務委託しておりましたが、近年、園児の数が減少しており、給食業務委託を取りやめ、全て自園給食とするもので、保護者説明会を実施しました。そこで保護者の理解を得ることができましたので、本条例の一部を改正するものであります。この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第9号 河内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

大槻福祉課長。

○福祉課長（大槻正己君） 議案第9号 河内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

ます。

本件は、平成28年4月1日より小規模型デイサービス事業所（ひと月当たりの延べ利用者数の平均が300人以上の事業所）の中で、利用定員が18人以下の通所介護事業所については、地域密着型サービスに移行され、指定権限が県から市町村に変わることにより、河内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものです。

下にいきまして、米印です、地域密着型サービスとは、被保険者が、住みなれた河内町を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスで、利用者は地域住民に限定されます。河内町では、長竿地区のグループホーム「さくら」が該当しており、今回の改正により、生板地区の特別養護老人ホーム「千の風・河内」も該当になります。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第10号 河内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

大槻福祉課長。

○福祉課長（大槻正己君） 議案第10号 河内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、認知症対応型通所介護の基準について、地域との連携や運営の透明性を確保するために、運営推進協議会の設置や開催頻度（6月に1回以上）について規定するなど、地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえて、地域との連携等の規定について所要の改正をするものです。

米印、運営推進会議とは、運営推進会議は、地域に提供しているサービス内容等を報告し、要望や助言を聞き、サービスの質の確保を図ることを目的に、各事業者が自ら設置するものです。会議の構成員は、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員などで構成するものです。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号 河内町次世代育成支援金支給条例の一部を改正する条例、議案第8号 河内町学校給食実施に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号 河内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例、議案第10号 河内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、本日は、議案調査のため、説明のみにとどめ、3月15日に質疑、討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認め、そのように決定いたします。

○議長（野澤良治君） 日程8、議案第11号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 議案第11号 平成27年度河内町一般会計補正予算（第8号）について、ご説明申し上げます。

議案第11号は、平成27年度河内町一般会計補正予算でありまして、12月補正後の予算額に1億7,663万7,000円を追加し、予算の総額を49億8,713万9,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

初めに、第1表の歳入歳出予算のうち歳入の主なものにつきましては、国庫支出金の国庫補助金は、国の補正予算対応の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費交付金4,397万9,000円、地域創生加速化交付金8,000万円の計上であり、県支出金の県補助金も同様に担い手確保・経営強化支援事業補助金4,277万円を増額計上するものであります。

繰入金につきましては、財政調整基金、町債基金ともに、当初予算において、財源不足に対応するため繰り入れていた1億812万6,000円を減額計上するものであり、繰越金は、本補正予算の財源調整のため9,174万7,000円を増額計上するものであります。

次に、歳出であります。主に職員給与費の減額、扶助費の過不足や委託料の契約差金などを実際に合わせ整理するものであります。総務費につきましては、国の補正予算に対応する取り組みとして、情報セキュリティ強化対策費に3,907万8,000円、小さな拠点づくり事業及びしごと創生事業に8,000万円を計上するものであり、公共施設整備基金5,000万円の増額計上は、今後控える公共施設の老朽化対策等に備えるための基金積み立てするものであります。

民生費につきましては、国保会計の保険基盤安定繰入額確定等による繰出金1,664万円の計上、国の補正予算対応の年金生活者等支援臨時福祉給付金4,134万円の計上であり、障害福祉サービス費1,000万円及び児童手当1,000万円の減額は、決算見込みによるものであります。

農林水産業費につきましては、国の補正対応の担い手確保・経営強化支援事業補助金

4,277万円の増額計上であり、土木費は下水道会計の税源調整に係る繰出金1,388万2,000円の減額計上であります。

第2表の繰越明許費につきましては、情報セキュリティ強化対策業務を初めとする7事業の完了が平成28年度と見込まれるため、計2億6,385万1,000円を追加したものであります。

第3表の地方債につきましては、統合校校舎等建設事業の平成27年度の執行額確定に伴い変更するものであります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

議案第11号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程9、議案第12号 平成27年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

林町民課長。

○町民課長（林 博行君） 議案第12号について、ご説明申し上げます。

平成27年度河内町国民健康保険特別会計補正予算につきまして、既定の予算額に歳入歳出それぞれ8,511万1,000円を増額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ16億3,462万4,000円とするものであります。

歳入は、5款前期高齢者交付金4,603万9,000円、7款共同事業交付金2,388万1,000円、9款繰入金1,664万円、10款繰越金5,319万4,000円を増額し、3款国庫支出金5,374万8,000円、6款県支出金89万5,000円を減額するものであります。

歳出は、2款保険給付費7,802万1,000円、9款基金積立金4,100万円を増額し、1款総務費180万円、3款後期高齢者支援金101万2,000円、6款介護納付金1,885万1,000円、7款共同事業拠出金1,224万7,000円を減額するものであります。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

議案第12号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程10、議案第13号 平成27年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

大槻福祉課長。

○福祉課長（大槻正己君） 議案第13号 平成27年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）のご説明を申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に2,121万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5,635万円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金2,012万6,000円、県支出金612万7,000円、繰入金138万5,000円、繰越金207万円を増額し、支払基金交付金849万5,000円を減額するものであります。これは、いずれも今年度中の保険給付費の実績見込みの増減によるものでございます。

歳出につきましては、総務費21万6,000円、保険給付費1,657万8,000円、諸支出金888万4,000円を増額し、地域支援事業費446万5,000円を減額するものでございます。保険給付費の増額は、サービス利用者数の増加であり、地域支援事業費の減額は、人件費の減少によるものでございます。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

議案第13号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第13号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程11、議案第14号 平成27年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 議案第14号 平成27年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

既存予算総額から31万8,000円を減額し、歳入歳出とも総額2億8,523万4,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、4番繰入金を1,388万2,000円減額し、減額分を5番繰越金から1,356万4,000円増額いたします。

次に歳出につきましては、1番下水道事業費の下水道管理費を55万6,000円減額いたします。主に修繕費で、マンホールポンプの水位計を交換予定でしたが、点検後使用可能とし、交換予定費用を減額いたしました。

ほかに、下水道建設費を23万8,000円増額しております。人件費分と霞ヶ浦常南流域下水道事業負担金を増額しております。

また、第2表繰越明許費につきましては、霞ヶ浦常南流域下水道整備事業建設負担金74万7,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

議案第14号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第14号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程12、議案第15号 平成27年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

椿水道課長。

○水道課長（椿 法男君） 議案第15号 平成27年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本件は、第3条予算、収益的収支の総額から13万円を減額し、収益的収支の総額をそれぞれ2億6,726万円とするものです。

2ページのほうをごらんください。収益的収入につきましては、給水収益の水道使用量を13万円減額するものです。収益的支出につきましては、その他の営業費用の雑支出212万9,000円を減額し、業務費の貸倒引当金繰入金を199万9,000円を増額するものです。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

議案第15号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第15号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程13、議案第16号から議案第22号を一括して議題といたします。

議案第16号から議案第22号の計7議案は、平成28年度河内町各会計予算でございます。お手元に各会計予算の概要について資料があると思いますが、ここで予算の概要について説明を求めます。

初めに、藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） それでは初めに、平成28年度河内町一般会計予算の概要についてご説明いたします。

平成28年度河内町一般会計予算は、歳入歳出総額52億3,815万円で前年度比43.2%の増額となっております。歳入枠は、次ページの別表1に記載のとおりでございます。

一般会計の歳入構成については、町税、地方交付税で歳入全体の46.6%を占めており、続いて町債17.8%、国庫支出金14.4%、諸収入6.5%の順になっております。前年度当初予算と比較すると地方交付税、国庫支出金、諸収入、町債等が増額となり、一方で地方譲与税、繰入金等が減額となっております。

次に、主な歳入科目についてご説明申し上げます。

町税、町税予算額は、7億9,535万1,000円で前年度比4.7%増となり、個人住民税や固定

資産税等が増額になる一方、法人住民税の減額が見込まれる中で、前年度実績を踏まえ堅実に計上したものであります。

地方交付税、本町の大きな収入源となっている地方交付税は、16億5,000万円で前年度比12.0%増となり、平成28年度地方財政計画の概要を踏まえ試算したものであります。

町債、町債のほうは、別表4を参照お願いいたします。町債は、統合校校舎等建設事業債及び臨時財政対策債等として9億3,380万円を限度として計上いたしました。

歳出、(1)目的別歳出の内訳は別表2に記載のとおりでございます。歳出予算を目的別に見ると、最も構成比の高いものは教育費の34.1%で、以下、民生費22.8%、総務費14.1%、土木費8.2%の順となっております。前年度当初予算と比較すると農林水産業費、土木費、教育費等が増額となり、一方で総務費、消防費等が減額しております。

(2)性質別歳出の内訳は別表3に記載のとおりでございます。歳出予算を性質別に見ると、最も構成比の高いものは普通建設事業費の31.3%で、以下人件費18.7%、補助費等12.9%、物件費12.1%の順となっております。本年度の普通建設事業費については、平成27年度設定の継続費にかかる統合校校舎等建設事業により、前年度比1,075%（15億120万5,000円）増となっております。そのほかを前年度当初予算と比較すると維持補修費、扶助費等が増額となり、一方で人件費、物件費等が減額しております。別表4には、地方債の起債予定を記載しております。

4ページをごらんください。続きまして、平成28年度河内町国民健康保険特別会計予算の概要をご説明いたします。平成28年度河内町国民健康保険特別会計予算の総額は、前年度に比べ200万6,000円を増額し15億4,148万1,000円で、歳入歳出の主なものは次のとおりです。

歳入につきましては、保険税2億9,318万3,000円、国庫支出金3億8,371万円、療養給付費交付金1,938万9,000円、前期高齢者交付金2億8,268万4,000円、県支出金1億122万3,000円、共同事業交付金3億4,389万円、繰入金1億1,527万3,000円。

歳出につきましては、総務費3,486万9,000円、保険給付費8億6,605万9,000円、後期高齢者支援金1億6,667万円、介護納付金8,659万6,000円、共同事業拠出金3億6,583万1,000円、保険事業費977万9,000円、予備費1,000万円。

続きまして、平成28年度河内町介護保険特別会計予算の概要をご説明いたします。平成28年度河内町介護保険特別会計予算の総額は、前年度に比べ716万2,000円を減額し9億2,545万4,000円で、歳入歳出の主なものは次のとおりです。

歳入につきましては、保険料1億9,570万6,000円、国庫支出金2億617万5,000円、支払基金交付金2億4,408万3,000円、県支出金1億3,041万7,000円、繰入金1億4,728万9,000円、繰越金176万9,000円。歳出につきましては、総務費2,923万1,000円、保険給付費8億6,106万3,000円、地域支援事業費3,185万1,000円。

次ページをごらんください。平成28年度河内町介護サービス事業特別会計予算の概要を

ご説明いたします。平成28年度河内町介護サービス事業特別会計予算の総額は、前年度に比べ7万8,000円を減額し640万円で、歳入歳出の主なものは次のとおりです。

歳入につきましては、手数料175万2,000円、繰入金464万7,000円、歳出につきましては、総務費529万6,000円、サービス事業費80万4,000円。

続きまして、平成28年度河内町後期高齢者医療特別会計予算の概要をご説明いたします。

平成28年度河内町後期高齢者医療特別会計予算の総額は、前年度に比べ83万9,000円を減額し8,831万円で、歳入歳出の主なものは次のとおりです。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料5,414万7,000円、繰入金3,316万円、歳出につきましては、総務費152万8,000円、後期高齢者医療広域連合納付金8,502万円、保険事業費126万円。

最後に、平成28年度河内町下水道事業特別会計予算の概要をご説明いたします。

平成28年度河内町下水道事業特別会計予算の総額は、前年度に比べ1,469万2,000円を減額し2億6,562万4,000円で、歳入歳出の主なものは次のとおりです。

歳入につきましては、使用料及び手数料3,443万8,000円、繰入金2億2,238万4,000円、繰越金500万円。

歳出につきましては、下水道管理費3,614万円、下水道建設費2,114万1,000円、公債費2億534万3,000円、以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、椿水道課長。

○水道課長（椿 法男君） 議案第22号 平成28年度河内町水道事業会計予算の概要について、ご説明申し上げます。

平成28年度河内町水道事業会計予算は、第3条予算収益的収入及び支出の総額をそれぞれ2億6,435万4,000円とします。また、第4条予算資本的収入額を10万円、支出額を9,116万8,000円とし、収入額が支出額に不足する額9,106万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金8,521万8,000円、過年度分消費税資本的収支調整額126万円、当該年度分消費税資本的収支調整額459万円で補てんするものといたします。

1、第3条予算収益的収入及び支出、（1）営業収支2億2,610万3,000円のうち、水道使用料は2億2,464万円です。営業外収益3,825万1,000円のうち一般会計からの補助金は、3,508万6,000円です。

（2）営業費用2億6,129万5,000円の主なものは、業務費4,815万8,000円、原水及び浄水費1億2,314万8,000円、配水及び給水費1,323万6,000円、減価償却費7,102万9,000円、資産減耗費292万2,000円です。営業外費用175万8,000円の主なものは、支払い利息です。特別損失30万1000円の主なものは、過年度損益修正損です。

2、4条予算資本的収入及び支出、（1）資本的収入10万円は、一般会計からの出資金です。（2）資本的支出9,116万8,000円は建設改良費6,197万円、企業債償還金2,919万8,000

円です。３、棚卸資産の購入限度額は280万円といたします。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

予算の概要説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております平成28年度各会計予算についての質疑は、予算審査特別委員会において行うこととし、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、質疑を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第16号 平成28年度河内町一般会計予算から議案第22号 平成28年度河内町水道事業会計予算まで、以上7議案につきましては、議長を除く議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認め、予算審査特別委員会を設置し、付託することに決定しました。これにより予算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。

暫時休憩します。

午前11時16分休憩

午前11時21分開議

○議長（野澤良治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、予算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、私から報告をいたします。予算審査特別委員会の委員長に宮本秀樹君、副委員長に星野初英君、以上でございます。

予算審査特別委員会の日程は、お手元に配付の予算審査特別委員会開催予定表のとおりです。十分なる審査の上、来る3月15日の本会議に審査結果を報告されるようお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 日程14、議案第23号 河内町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 議案第23号 河内町教育委員会委員の任命についてご説明申

し上げます。

本件は、河内町教育委員会委員、荒井 哲氏が平成28年3月10日に任期満了となることに伴い、新たに田仲 光氏を河内町教育委員に任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得たく提案するものであります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

議案第23号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第23号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は、原案のとおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時24分開議

○議長（野澤良治君） 再開いたします。

ただいま、教育委員会委員の任命について同意をいたしました田仲 光君にご挨拶をお願いいたします。

登壇願います。

〔教育委員会委員田仲 光君登壇〕

○教育委員会委員（田仲 光君） ただいま、ご承認をいただきました田仲 光でございます。

私は、昨年3月、38年間勤めました教員を定年退職いたしました。最後は、みずほ小学校で勤務を終えたわけですが、振り返りますと、その間、多くの子供たちとかかわり保護者や地域の方々に支えられ、教員として育てていただき、38年間、定年のときまで勤められたことに、とても感謝しております。

このたびは、ここにおられます議員の皆さんより承認をいただきまして、教育委員に就任することになりました。つきましては、微力ではありますが、これまでの教員としての経験を生かしながら、さまざまな視点から課題を捉えて町の教育行政発展のために尽力をしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 日程15、議案第24号 河内町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） 議案第24号 河内町農業委員会委員の任命について、ご説明いたします。

本件は、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことにより、農業委員の選出方法について、従来の公選制から議会の同意を要件とする市町村長による任命に変更となることに伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

農業委員の定数は、河内町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の規定により10人で、任期は平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間となります。

続きまして、議案の一部を朗読いたします。氏名のみ朗読いたします。

1 大野和巳、2 川村忠昭、3 鈴木 実、4 田口文男、5 雑賀善徳、6 野澤秀年、7 大原和子、8 栗山 功、9 長谷川 清、10 松川勝則、以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

議案第24号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第24号については、個別に採決を行います。

初めに、大野和巳氏について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、大野和巳氏については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、2 川村忠昭氏について同意することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、川村忠昭氏については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、3 鈴木 実氏について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、鈴木 実氏については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、4 田口文男氏について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、田口文男氏については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、5 雑賀善徳氏について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、雑賀善徳氏については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、6 野澤秀年氏について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、野澤秀年氏については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、7 大原和子氏について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、大原和子氏については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、8 栗山 功氏について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、栗山 功氏については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、9 長谷川 清氏について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、長谷川 清氏については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、10 松川勝則氏について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、松川勝則氏については、原案のとおり同意することに決しました。

○議長（野澤良治君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

次回は3月15日午前10時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時31分散会